

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
特定不妊治療助成	体外受精または顕微授精を行う下記の4項目すべてを満たしている方 ①秋田県特定不妊治療費助成事業に基づく助成金の交付決定を受けていること ②法律上の婚姻夫婦で、特定不妊治療以外では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されていること ③申請時点において、夫婦どちらか一方が市内に1年以上住所を有していること ④夫婦の前年所得の合計額が730万円未満であること	特定不妊治療に直接要した治療費の総額から秋田県の助成額を控除した額のうち、治療1回あたり5万円を限度に助成	個人
一般不妊治療助成	不妊検査（超音波検査、ホルモン検査、子宮卵管造影検査、精液検査、その他医師が必要と認めた不妊検査）、特定不妊治療を除く不妊治療、人工授精を行う下記の5項目すべてを満たしている方 ①医療保険に加入していること ②法律上の婚姻夫婦で、不妊治療以外では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されていること ③・④は特定不妊治療助成と同じ ⑤夫、妻ともに市税を滞納していないこと	一般不妊治療に要した費用（治療・検査は自己負担額、人工授精は治療費全額）のうち、同一年度で5万円を限度に助成 ※一般不妊治療を開始した日から5年を超えた場合は対象外	個人
不育症治療助成	医療機関において不育症と診断され、治療の必要が認められた方で、下記の4項目すべてを満たしている方を対象 ①医療保険に加入していること ②法律上の婚姻夫婦で、医療機関で不育症と診断され、治療の必要が認められたもの ③申請時点において、夫婦どちらか一方が市内に1年以上住所を有していること ④夫、妻ともに市税を滞納していないこと	治療期間毎に治療に要した費用の全額とし、同一年度30万円を限度に助成 ※不育症治療を開始した日から5年を超えた場合は対象外	個人
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま出生した乳児で、医師が入院療育を必要と認めた1歳未満の未熟児	保護者の所得や乳児の入院日数によって算定された額を支給	個人
妊婦等交通宿泊費助成	妊娠34週以降の妊婦健康診査、産後1カ月健康診査、生後1カ月児健康診査の受診や分娩の際の交通費と出産準備のため宿泊施設へ宿泊した際の宿泊費	交通費：1回の受診につき1,200円を補助 宿泊費：1泊につき5千円を補助	個人
妊産婦等健康診査	妊産婦が妊産婦等健康診査（1カ月児健康診査、母乳育児相談を含む）を受診した場合に、その受診費用の一部を助成	健診料の全部または一部を助成する受診券を23枚交付。多胎は6枚追加交付	個人
新生児聴覚検査	新生児が聴覚検査を受検した場合に、その受検費用を助成	1人につき5千円までを助成する受検票を交付	個人
妊婦歯科健康診査	妊婦が妊婦歯科健康診査を受診した場合に、その受診費用を助成	健診料4千円までを助成する受診券を交付	個人
2歳児歯科健康診査	2歳～2歳6カ月の小児が歯科健診を受診した場合に、その受診費用を助成	健診料を全額助成する受診券を交付	個人
2歳児フッ化物塗布	2歳～3歳の小児がフッ化物塗布を受診した場合に、その受診費用を助成	1人につき無料クーポン券を2枚交付	個人
12カ月児健康診査	1歳～1歳6カ月の小児が健康診査を受診した場合に、その受診費用を助成	健診料を全額助成する受診券を交付	個人

園 子育て・長寿課 こども家庭応援班（子育て包括支援窓口） ☎ 30-0265

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の児童本人に支給	月額14,790円	個人
特別障害者手当	精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障がい者本人に支給	月額27,200円	個人
福祉タクシー利用券交付事業	身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級または2級の手帳を持つ、在宅の方にタクシー利用券を交付（自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は除く）	1枚につき500円の利用券を1月あたり2枚交付 じん臓機能障がい1級の方は1月あたり4枚交付	個人

園 福祉総務課 地域福祉班 ☎ 30-0238

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
高齢者等住宅除排雪費補助金	70歳以上の高齢者のみの世帯、身体障がい1・2級のみの方の世帯が居住する家屋の屋根の雪下ろし、除排雪作業を業者委託した費用の一部を補助	業者に支払った費用の1/2 非課税世帯2万円、課税世帯1万円を上限とし、2回まで	個人
高齢者福祉タクシー券事業	80歳以上の方で一人暮らしの方または65歳以上の方のみの世帯の方（身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳の交付を受けている65歳未満の方を含む） ※福祉タクシー券の交付を受けている方、本人や同居している家族が自動車を使用している方、介護保険施設等に入所中の方は対象外	1枚につき500円の利用券を1月あたり2枚交付	個人
家族介護用品支給事業	要介護度4または5に認定された高齢者を自宅で介護している家族で、市民税非課税で介護保険料の滞納がない世帯に対し、介護用品代の一部としてクーポン券を支給	介護用品8千円分のクーポン券を毎月支給	個人
軽度生活援助サービス	おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯で、日常生活上の援助が必要な場合、家周りの手入れ、除雪、家屋内の整理・整頓、代筆、朗読、軽微な修繕についてシルバー人材センター（除雪は自治会を含む）へ委託	利用者負担が下記になるよう助成 ・草取、窓掃除、代筆、朗読 270円 ・家具等の移動、衣類等の整理 310円 ・除雪 330円 ・大作業 500円 ・ふすまの張り替え 550円 ・障子の張り替え 260円	個人
見守り電話導入助成事業	65歳以上の高齢者のみの世帯（身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳の交付を受けている65歳未満の方を含む）、または過去に緊急通報システムを利用していた方が、市が指定する見守り電話を購入する際に購入費用の一部を助成	①申請日から1年前までの間に、緊急通報システムを利用したことがある方2万円 ②上記以外の方1万5千円	個人

園 子育て・長寿課 高齢者支援班 ☎ 30-0234

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
児童扶養手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育監護しているひとり親または養育者（所得制限あり）	所得額に応じて10,210円～42,910円（児童が1人の場合）。2人目5,070円～10,130円の加算。3人目以降3,040円～6,070円の加算	個人
児童手当	中学校修了前までの児童を養育している方に支給	3歳未満1万5千円、3歳以上1万円（第3子以降1万5千円）、中学生1万円。※所得制限を超える場合は一律5千円（特例給付対象者）	個人
ファーストベビー祝い金	第1子の誕生に対し、祝い金を支給。誕生時点において1年以上前から本市に住所を有し、市税の滞納がないことが要件。今年度9月30日までの出生児を対象とし、申請期限は10月末。（結婚・子育て支援ローンを借入れている方は除く）	1人あたり10万円	個人
結婚・子育て支援特別資金返済支援事業	結婚を予定している未婚者で、市が提携する金融機関から結婚・子育て支援ローンを借入した場合、利子補給補助金と返済支援補助金を支給。融資借入時の年齢が35歳未満であること、融資を受ける方および同居の世帯員が市税、保育料の滞納がないことが要件	<利子補給費補助金> 毎年12月31日時点の返済残高に2.0%と同時点の借入利率を比較し低い方の当該利率相当分を乗じて得た額を補助 <返済支援補助金> 償還期間中に子どもが生まれた場合、1人あたり30万円を補助。返済未済額が30万円未満の場合は、返済未済残高相当額を補助。なお、当該補助金は一部繰上償還に充当	個人
すこやか子育て支援事業	保育園、認定こども園、私立幼稚園、認可外保育施設の保育料を助成（10月1日より幼児教育無償化に伴う変更を予定） 第3子以降の放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、病児・病後児保育の利用料を助成	第2階層～第5階層（幼稚園は第2階層～第4階層）までの方は半額、第2子は第6階層まで、第3子以降は階層に関わらず無料になるよう助成 第3子以降は無料になるよう助成	個人

園 子育て・長寿課 こども家庭応援班 ☎ 30-0235